

暴力団等排除に関する特約条項

(暴力団等排除に係る契約解除)

第1条 甲は、乙（乙が共同企業体又は事業協同組合であるときは、その構成員又は組合員のいずれかの者が該当する場合を含む。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であるとき、又は暴力団員等が乙の経営に事実上関与していると認められるとき。
 - (2) 業務に関し、不正に財産上の利益を図るため、又は第三者に損害を加えるために暴力団又は暴力団員等を利用したと認められるとき。
 - (3) 暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
 - (4) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
 - (5) 下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他契約にあたり、その契約相手方の入札参加資格の有無にかかわらず、第1号から第4号の規定に該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。
- 2 前項の規定により契約を解除したときは、契約保証金は、甲に帰属する。
 - 3 乙は、契約保証金の納付がなく、第1項の規定により契約が解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する額（契約の一部の履行があったときは、契約金額から履行部分に対する契約代金相当額を控除して得た額の100分の10相当額）を違約金として甲の指定する期間内に支払うものとする。
 - 4 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって乙に損害が生じても、その責を負わないものとする。
 - 5 前各項に定めるもののほか契約解除に伴う措置等については、契約条項の関係規定を準用するものとする。

(不当介入に関する報告及び届出)

第2条 乙は、契約の履行にあたり、暴力団等から、公益財団法人江東区健康スポーツ公社（以下「財団」という。）が締結する契約に関し契約の相手方に、工事妨害等の不当介入又は下請参入等の不当要求（以下「不当介入」という。）を受けた場合（下請人が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。）は、速やかに甲に報告するとともに、警視庁管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）へ届出を行わなければならない。

- 2 乙は、前項の規定による報告及び届出により、甲が行う調査並びに管轄警察署が行う捜査に協力しなければならない。
- 3 甲は、乙が不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく甲への報告又は管轄警察署への届出を怠ったと認められるときは、財団の契約から排除する措置を講ずることができる。